

質問内容の分類	質問	回答
1 支援内容	過年度応募した分野と同様の分野で応募する場合、実証内容が異なるものとなっていれば応募して差し支えございませんでしょうか	差し支えございません。
2 支援内容	実施主体は1つの団体として、スマートシティに係る2つの異なる分野の実証で応募しても差し支えございませんでしょうか	1つのプロジェクトの中に位置づけられていれば、複数の実証実験についても支援可能です。
3 支援内容	「プロジェクト実施期間を通じプロジェクト全体において同額以上の負担をコンソーシアムが行うことが必要」とありますが、コンソーシアムの負担として計上してよいものはなにか。	実行計画の策定から実行計画に記載していることが実装されるまでに要する費用が「プロジェクトの事業費」となり、その半分以上(上限2000万)で、応募される実証実験にかかる費用について支援いたします。過年度や来年度以降の事業や今回応募しようとする事業も含めて全体の事業費を「プロジェクトの事業費」には記載して下さい。
4 支援内容	「支援額は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とし、プロジェクト実施期間を通じプロジェクト全体において同額以上の負担(人的貢献に対応した人件費相当額を含む)をコンソーシアムが行うことが必要。」に関して、人件費相当額は、地方公共団体職員分を人件費として、換算してもよいのか？	地方公共団体職員等の公務員は人件費として換算しないようにしてください。
5 支援内容	「支援額は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とし、プロジェクト実施期間を通じプロジェクト全体において同額以上の負担(人的貢献に対応した人件費相当額を含む)をコンソーシアムが行うことが必要。」に関して、人件費相当額は、コンソーシアム構成団体である民間企業社員の人件費を、換算してもよいのか？	換算して差し支えありません。
6 支援内容	単分野で個人情報や高いセキュリティを保ち利活用する実証実験が今回の公募の対象として内容に沿うものであるか。また、行政主体でシステムの維持やサービスの提供を行っていくものであり、民間企業や団体が運営面や資金面での持続可能性を確保するものではないが継続性の観点で問題ないか。	コンソーシアムで検討されたスマートシティ実行計画に基づく取組に関する実証実験は、今回の公募の対象となりますので、単分野の取組を実施するために必要なセキュリティ面も含めた実証でも問題ありません。併せて提出いただくスマートシティ実行計画において、当該取組の記載が必要になります。また、行政負担であっても、どのようにこの取組を継続し、実装していくかについて、運営面、資金面など持続可能であるかを示していただきたい。
7 支援内容	応募予定の実証実験に対応する施策が、スマートシティ実行計画に施策や事業として明確に記載されておらず、計画に記載されている「目標」を実現する手段のひとつとして考えられる場合は対象と考えて良いか。	スマートシティ実行計画に基づいて行われる実証実験を本プロジェクトでは支援いたします。そのため、応募する実証実験が対象とする施策・事業は、実行計画の中に位置づけられていることが、実行計画から読み取れる必要があります。
8 支援内容	他省庁の事業に応募したが、不採択であった場合、その事業で実施予定であった項目に対しても支援可能か。	支援対象はあくまで国土交通省都市局の提案書に記載いただいた実証実験となります。
9 支援内容	他省庁の事業に応募したが、不採択であった場合、その事業で実施予定であった項目の事業費はコンソーシアムの負担として考えて良いか。	不採択であった場合、コンソーシアムの負担として計上可能ですが、応募時点ではコンソーシアムの負担と考えることはできません。
10 支援内容	選定後、コロナウイルス感染症による影響で実施予定の実証実験に影響が出た場合は考慮してもらえるか。	新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大等の影響により実施内容等に変更が必要となった場合は、選定後に必要に応じて協議することとなります。
11 契約関係	財政支援の支払いはいつか。	コンソーシアム等との請負契約により実施するため、業務完了後の支払いとなります。
12 契約関係	自治体に支援金を入れ、自治体としての事業執行が可能か。	可能です。なお、契約形態については通常の請負契約を想定しておりますので、自治体内においても契約代表者となることが可能であるのか事前に確認をお願いいたします。
13 契約関係	支援額は選定後に調整されるのか。	ご認識のとおり、選定後に調整させていただき、請負金額が確定となります。
14 記載方法	実行計画にはどのような内容を記載すればよいか。	スマートシティガイドブック(P39等)を参考に、検討してください。
15 記載方法	「実行計画(あるいはそれに類するもの)」について、スーパーシティ提案書からの抜粋でも構わないか。	スーパーシティ提案書の内容の応募を頂いても構いませんが、スマートシティでは規制改革が伴うものについては支援できないため、ご注意ください。
16 記載方法	提出様式のうち、共通様式1～10に赤字で記載されている「提案内容」とは、スマートシティ実行計画全体を指すものか、もしくは今回応募する個別の実証を指すものか。	共通様式1～10については、スマートシティ全体についての記載をお願いいたします。
17 支援内容	単一分野(医療)の実証実験でも支援対象となるか	スマートシティ実行計画に基づく取組に関する実証実験が、今回の公募の対象となりますので、単分野の取組であっても対象となります。当該取組が位置づけられたスマートシティ実行計画を併せてご提出ください。
18 契約関係	法人格を有していない協議会が契約相手になることは可能か。	法人格を有していない協議会でも契約可能です。その際は、責任所在や組織存在を担保するために、協定書や規約といったコンソ設立を示す書類提出が必要となります。
19 支援内容	それぞれ別の協議会で複数の実証が展開されている場合、今回の募集にあたり、単一の自治体が、複数の協議会から申請することは可能でしょうか？	個別の協議会それぞれから提案することができない訳ではございません。ただし、スマートシティプロジェクトにおいては、「分野横断型」で取り組むことを謳っておりますので、同一エリアを対象にしたプロジェクトであれば、一つの提案としてその関連性も含めてまとめていただくのが望ましいと考えております。
20 契約関係	公募要領「1-(3)支援事業の選定」にて、「実証実験の取り組み内容を実施するとともに、報告書にとりまとめる」とあるが、実証実験の取り組みの実施、報告書の取りまとめ(提出)のそれぞれについて期限はいつか。	令和3年度末までの所定の期日(選定後に調整の上設定)に実証実験を実施し、実施内容を取りまとめた報告書を提出してください。
21 支援内容	上限2,000万円の支援額は、税込みの支援金額の認識でよろしいでしょうか。	上限2000万円(税込)の請負契約となります。